



「たまには真面目なお話 part 1」

先日まで行われていた通常国会において「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律（医療的ケア児支援法）」が成立しました。この法律は、今年9月から施行をされるのですが、これまで障害者総合支援法で各省庁および地方自治体の「努力義務」とされてきた医療的ケア児への支援が、「責務」に変わります。それと同時に国からの予算も付く事になったので、今まで地域格差があった支援体制の改善に希望が持てる形になっています。

と言うのも、予算が付かない「努力義務」にですと、スローガンとしての役割しかなく、自治体の考え方や予算的な体力に左右をされやすい現状があったので、大きな前進と言えると考えています。（日本の法律には法的な効力が薄いスローガンのような法律も多くみられます）

自治体が負うべき責務として主な事としては、

- ・ 保育園や学校、学童等において医療的ケア児の受け入れをする為の支援体制の整備・拡充
 - ・ 医療的ケア児が各施設に親の付き添い無し（ここが重要！）で希望をする施設に通える様に看護師や保健師、喀痰吸引が出来る職員等の配置を行う。
 - ・ 各都道府県に医療的ケア児支援センターの設立
 - ・ 相談支援体制の整備
- 等が挙げられます。

ただ、ここで問題になってくるのが人材確保をどう進めて行くのか？

という部分になってきます。実際に医療的ケア児を経験した事がある看護師の確保や、未経験の看護師を採用して育成をして行く体制作りなどが全ての自治体で実行出来るのか。また、特別支援学校以外の学校現場で受け入れて行く為の環境整備もまだまだ課題は多いです。

個人的には、この法律が出来た事で医療的ケア児の活動の幅が広がる事と共に、2016年に成立をした障害者差別解消法で定められた「合理的配慮」の考え方が、改めて社会の中で認知されて行く事を望んでいます。

「合理的配慮」に関しては、自治体や行政機関においては「しなければならない」義務になっているのですが、なかなか浸透をしていない現状もあります。

「合理的配慮」に関しては次回にお話をしたいと思います。

嵯峨憲司



キッズサポートにじいろ 活動報告

にじいろ狭山活動紹介

今月も子どもたち一人一人に合わせた個別活動を行っています。身体の活動、感覚遊び、手先の活動などなど。興味を持って楽しく取り組めているか、達成感を感じられるような活動になっているか、活動のねらいは適切なのかなど、子どもたちの様子を日々振り返り、見直しをしながら進めています。



指先を使った細かい活動！ 身体全体を使った外遊び！
ストレッチや歩行訓練に繋がる運動！ にじいろ入間の
子ども達は、今月も元気いっぱい過ごしています。

にじいろ入間活動紹介



教材紹介

～フォーク練習教材 試作1号～

今回ご紹介するのは、にじいろのオリジナル教材です。
「フォークを使った食事が出来る様になって欲しい」という
ねらいに向けて考案しました。

一見、可愛らしい花の制作物ですが、一本いっぽんの花は、
プラスチック製のフォークで出来ています。花が生えている
「土」の部分には、生け花用スポンジを使いました。

程よい固さのスポンジに「ギュっ」とフォークを刺して行く事で、
食べ物にフォークを刺す力加減を練習する事が出来ます。華道
のセンスが開花しちゃうかも？！

対象となる子どもの手指の力によって、フォークの太さや
スポンジ部分の素材を変更する事も検討中です。目指せ！
フォーク名人！！

